

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経営

業界初のハラール認証取得「ナガイのり」 海外へ新たな販路を開拓する糸口を掴む！

経営戦略を練るとき、リソースの見直しを行うのは常道。ヒト・モノ・カネをひとつひとつ洗い出し、自社の強みがを検証していくのは地道な作業だが、そうやって常識にとらわれない発想が生まれた例は無数にある。その好例が、愛知県豊橋市に本社を持つ創業70年の海苔メーカー、株式会社ナガイのり。海苔には、刻み海苔やもみ海苔など用途に合わせてカットしたものや味付け海苔、ふりかけなどがあるが、商品バリエーションは多くない。しかし、商品の強みを徹底的に見直した同社は、意外な活路を見出す。同社の「焼のり」の全製品が、業界で初めてハラール認証を取得。世界一厳格と言われるイスラム教徒が食べることのできるハラールフードとなった。

現時点でもイスラム教徒は約16億人と宗教別人口では世界で2番目に多く、世界人口の約4分の1を占める。しかも、イスラム地域の出生率は高く、2100年には世界最大勢力になると言われており、マーケット拡大は確実だ。また、政府は東京オリンピック・パラリンピックに向け、訪日外国人数を現在の2倍の4,000万人にまで増やす方針を打ち出しており、宿泊施設や飲食店でもハラール対応が進むだろう。ハラール認証を受けた食材が重宝されることは間違いない。新たに商品を開発することなく、発想を変えるだけで付加価値を増すことに成功したナガイのり。強みを見直す経営戦略として、参考にするべきポイントは多い。

税務会計

1月から加算税の加重措置が適用 1回目と2回目のカウントに注意

2017年1月1日以後の法定申告期限が到来する国税から、加算税の賦課割合の変更とともに、加算税の加重措置が創設されている。これは、無申告又は仮装・隠ぺいに基づく期限後申告等をした場合、そこから過去5年以内に同一税目について無申告加算税又は重加算税の賦課決定がされていれば、新たに受ける無申告加算税又は重加算税の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%を乗じて計算した金額が加算されるというもの。

要するに、短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠ぺいが行われた場合には10%加重されるが、ここで注意したいのは、この繰り返しとされる1回目と2回目のカウントだ。2回目については、2017年1月1日以後に申告期限が到来する国税が対象となるため、2017年1月1日以後に期限後申告等を行ったとしても、その期限後申告に係る国税の法定申告期限が2017年1月1日より前であれば、2回目としてカウントされることはない。

一方で、期限後申告等があった日が加重措置適用の判定の基準日となるため、基準日から遡って5年以内に無申告加算税又は重加算税が課されたことがあるか否かの判定においては、2016年12月31日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課された加算税を含めて判定される。つまり、1回目については、2017年1月1日より前の法定申告期限到来分だとしても、カウントされることになる。

今週のキーワード

ハラール認証

ハラールは、イスラム教独自の戒律「イスラム法」で許された項目。一般的にはイスラム教徒が食べることのできる食材や料理を指す。豚をはじめとして、定められた手順で屠殺した動物でなければ食べることはできない。酒も禁じられており、発酵食品などに含まれるアルコール成分も該当するため、ナガイのりでもみりんを使用する味付け海苔はハラール認証商品となっていない。宗派の違いがあるため世界的に統一された基準はなく、各国に認証機関が設けられている。